

子どもの体験支援事業業務委託仕様書

1 業務の名称

令和8年度奈良市子どもの体験支援事業

2 事業の目的

世帯収入や家庭環境の差から生まれる学校外活動における「体験」の差によって、子どもの「認知能力」や「非認知能力」の差が生じているとされる「体験格差」解消のための支援をさらに充実させることが求められる。

現代社会のデジタル化が進む中、社会的・経済的困難を抱える世帯の子どもたちが、自らの能力を開発し、将来に夢や希望を持って社会で生き抜く力を習得することで、就職や進学などにつなげることを目的として、高校生を対象としたAI時代のIT関連スキルの習得（AI・プログラミング教育等）に関する事業を実施する。

3 業務の概要

業務受託者は（以下「受託者」という。）は、業務委託者（以下「委託者」という。）の指示に従い、本仕様書に基づき、次の業務の全てを履行する。

（1）IT関連スキルの習得教室（以下「教室」という。）の企画

実施計画書（全体スケジュール、プログラム内容、指導者、運営体制など）等、その他本業務に必要な各種資料を契約後、市との協議のうえ速やかに調整・作成し提出すること。

（2）教室の実施

下記ア～エの他、目的達成に効果的な支援を行うこと。

ア 実施回数、実施時間及び実施期間

- ・対象となる高校生が参加しやすい日程かつ、受講者募集や広報業務にかかる期間を設けることを配慮したスケジュールを提案すること。
- ・プログラム内容に応じた、実施回数、1回あたりの実施時間、総学習時間を提案すること。
なお、生徒の習熟度等によって、コースやカリキュラムを複数設定することも可とする。
- ・実施期間は 2～3か月程度（契約締結後～令和9年2月の範囲内）とし、平日は16時～20時半、土日は9時～20時半の範囲で、生徒が参加しやすい時間帯とすること。ただし、生徒の募集は令和8年10～11月に行うことに留意すること。
- ・生徒が無理なく参加できるよう、同一学習を複数回実施する等スケジュールを工夫すること。

イ 実施内容

プログラミング的思考(論理的思考力)を育み、思考力・課題解決力・判断力・表現力などの資質・能力の育成を目指し、AI時代のIT関連スキルの習得(AI・プログラミング教育等)を題材とした個人参加型の体験学習を実施すること。具体的には、以下(ア)～(ス)に留意して実施すること。

(ア) 提案者の実績も踏まえ、本事業で到達を目指す生徒の姿や目指す教育内容、理想とする教室の内容について、具体的に分かるように提案すること。

(イ) 基本的なプログラミング等の考え方は押さえたうえで、生成AIが急速な進展を見せるAI時代に即したIT関連スキルの習得ができるカリキュラムを提案すること。

また、単なるIT関連スキルの習得ではなく、本市の市立小中学校で実施しているプログラミング教育を踏まえたうえで、生徒によっては、その実践や発展となり得るカリキュラムとなるよう工夫すること。なお、生徒の習熟度によっては、すぐに社会で活用できるレベルのIT関連スキルの習得環境も提供できるよう、環境を整えておくこと。

(ウ) 生徒によって、IT関連スキルの理解度・習熟度に差があることが想定されるので、それぞれの理解度・習熟度に合わせて指導内容・教材を検討・実施できるよう体制を整え、その内容を具体的に提案すること。

(エ) 生成AIの活用・プログラミング教育の実施について、取り扱うサービス及びプログラミング言語についての指定はない。どのサービス及びプログラミング言語を取り扱うかについては、その選定理由と想定する生徒の習熟度について併せて提案すること。なお、複数のサービス及び言語を取り扱うことも可能とする。

ただし、生成AIの活用にあたっては、生徒がAIの原理やメカニズム等を理解でき、生徒が生成AIを能動的に、目的と方向性をもって適切に活用できるよう、カリキュラムを検討すること。併せて、生成AIを活用するにあたり重要な倫理観やITリテラシーについて学ぶ機会を設けること。

(オ) 実施形態については、原則対面型(講師及び生徒が会場に集合)またはオンラインで実施すること。ただし、生徒が希望する場合に、対面型と同日同時間のオンラインにて、ハイブリット型で実施できる体制を提供できるのであれば、提案すること。

なお、オンラインで実施する際には、以下の6点に留意すること。

①参加開始の連絡時等に、生徒に対しオンライン環境の確認を必須とすること。

家庭の通信環境が不十分な生徒の参加の可能性もあるため、委託料の範囲で、通信環境等の提供が可能であれば、併せて提案を行うこと。

②講師の指導場所は、指導に適切な場所とすること。対面型と同一の会場から指導する必要はない。ただし、生徒が集中できる環境や生徒のプライバシー保護に配慮し、かつ通信環境の安定した指導場所を選定すること。

③双方向リアルタイム個別指導を基本とし、映像コンテンツ(オンデマンド授業)

等の使用は必要最低限とすること。目安として、映像コンテンツ等の使用は1回の指導につき15分以下とすること。

④指導中は原則カメラ等を接続し、生徒と講師が互いに顔が見える状態とすること。

⑤オンラインでの実施を主とする場合でも、教室の初回と最終回の2回は対面型で行うこと。また、プログラム内容に応じて、適宜対面型またはハイブリット型で実施すること。

⑥対面型よりも生徒の状況把握が難しくなる可能性があるため、会話の時間を設ける等、生徒がひとつの居場所として感じることができるよう配慮すること。

(カ) IT企業等と協力し、授業の一部において、プログラミング技術者等と情報交換を行う場等を設け、生徒が、IT関連スキルを用いてIT業界で就業することを進学先の選択を含め具体的にイメージできるような機会を設けること(オンライン可)。なお、可能な限り、奈良市内に所在する団体等と協力し、実施すること。ただし、市からIT企業等を紹介することはしないので留意すること。

(キ) 意欲のある生徒が、教室終了後も引き続きIT関連スキルの習得に励むことができるよう、よりレベルの高い教室等の情報提供をすること。なお、情報提供する教室等の実施主体は問わない。ただし、生徒一人一人の個人的・家庭的事情や特性を理解し、生徒の負担する費用等について配慮すること。

(ク) 使用教材については、教育内容を把握するため、委託者が適宜確認できるような環境を整えること。

(ケ) 教室で生徒が使用する機器(パソコン・タブレット・スマートフォン等)は、教室での学習遂行に支障ないスペックのものを、受託者が委託料の範囲で用意すること。なお、生徒が所持している機器を使用することは妨げない。

なお、パソコンの使用は必須ではなく、タブレットやスマートフォンの使用のみで実施できる教室の提案も可能とする。

また、意欲のある生徒が、教室終了後も引き続きIT関連スキルの習得に励むことができるよう、貸与した機器については、可能であれば、生徒に贈与できるような仕組みも検討すること。併せて、機器の贈与を検討する場合は、機器を贈与しない生徒に対して、不公平感が強くないよう市と相談のもと一定の配慮を行うこと。

(コ) 委託料の範囲内で、生徒の交通費を補助することが可能であれば、補助内容についての提案を行うこと。

(サ) 人数等に応じて適切な会場及び部屋を使用すること。なお、使用する会場及び部屋については、市及び奈良市生涯学習財団と協議し、決定すること。

(シ) 当該日に欠席した生徒に対し、別日程での補習授業等は原則実施しない。ただし、やむを得ない理由による欠席の場合はこの限りではない。

(ス) その他、本事業にふさわしいと考える教育方法等について提案すること。

ウ 生徒の人数、指導方法等

- ・定員は30名以上とすること。なお、退会した生徒がいる場合定員に空きがあるとみなし、追加で生徒の参加決定をすることがある。
- ・「講師1人：生徒5人以下」を基本として、プログラム内容に応じて適切な支援や指導ができるよう、講師を配置すること。ただし、特に支援の必要性があると認められる生徒についてはマンツーマン（もしくは講師1人：生徒2人）で指導を行うこと。
- ・生徒が集中できるような環境を設置すること。
- ・連絡なく2回以上連続して欠席が続く場合、欠席理由及び参加継続の意思を確認し、市に報告すること。生徒に継続の意思がない場合、または5回以上連絡を試みても欠席理由及び参加継続の意思を確認できなかった場合、該当生徒の退会事務を行うため、市に報告すること。

エ その他

- ・IT業界での就職状況や業務内容等の情報収集に努め、生徒や保護者のよき相談相手となり、適切な助言を行うこと。
- ・学習支援ボランティアの資質向上のため、適切な研修を行うこと。
- ・生徒募集については市が庁内外の関係機関と連携を行い実施するが、ジェンダー等のダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン（DE&I）に配慮し、幅広く効果的な募集方法について市に提案すること。なお、広報用チラシについては、受託者で作成すること。
- ・悪天候及び災害発生の場合は、教室開始2時間前を目安として安全性の確認を行い、安全の確保が難しいと判断される場合は教室を開催しないこと。

（3）学校、家庭生活その他悩みに関する相談対応に関する業務

- ・IT関連スキル習得の教育にとどまらず、生徒のよき理解者として、学校や家庭における生活、その他の悩み相談に応じること。
- ・生徒一人一人の個人的・家庭的事情や特性を理解し、寄り添いながら、生徒が目標を実現するための支援をすること。
- ・一定期間欠席が続く場合、欠席理由の把握に努めること。
- ・事業の実施にあたり生徒の状況から支援が必要と判明した場合には、市の福祉部局その他適切な支援機関と連携すること。
- ・上記のほか、目的達成に効果的な支援を行うこと。

（4）業務の評価に関する業務

- ・前月の実施状況（①生徒の出席状況 ②教えた学習の内容 ③教室内での生徒の様子 ④支援内容 ⑤その他）について、翌月10日までに報告書を市に提出すること。

なお、①は一覧表、②③④⑤については生徒ごとに作成すること。

- ・生徒の反応や満足度を確認するため、教室参加開始時及び参加終了時において生徒からアンケートをとり、その結果を生徒毎、教室全体として分析すること。

特に意欲、協調性、粘り強さ、忍耐力、計画性、自制心、創造性、コミュニケーション能力といった、測定できない個人の特性による能力（非認知的能力）等の変化を中心に分析を行うこと。なお、評価については、外部の研究機関等に委託することも可とする。

なお、保護者に対しても、可能な限り同じタイミングでアンケートをとり、教室全体の分析に活かすものとする。

- ・実施した課題及びアンケート結果から生徒毎、教室全体としての変化等を分析した報告書及び、その他評価結果に関する報告書を作成し、令和9年3月10日までに提出すること。

(5) その他

- ・業務全体を統括する業務管理責任者を設置し、業務全体を統括すること。
- ・教室及び心理に関するコーディネーターを設置し、適切な支援を行うことができるよう調整を行うこと。
- ・市と連絡調整を円滑に行える体制を整備すること。
- ・必要に応じて、保護者と連絡調整すること。保護者及び生徒への連絡は、業務管理責任者又はコーディネーターが行うこと。なお、学習支援ボランティアは、保護者及び生徒と直接連絡を取り合うことはできない。
- ・必要に応じて、保護者及び生徒への説明会や面談を行うこと。なお、事前に市に連絡調整し、公民館等の会場の確保について協力を求めることができる。
- ・生徒の希望や相性に応じて、担当講師の変更ができるようにすること。

4 支援対象者

- ・奈良市内に住所を有するひとり親世帯又は生活困窮世帯の高校1年生及び高校2年生
※該当年齢で学校に在籍していない方や、休学中の方も対象。
※定員に空きがある場合は、高校3年生及び中学3年生も可とする。
- ・支援対象者は、カリキュラム途中から教室に参加することができる。

5 業務履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

6 委託料等

- (1) 本事業に対する委託料の上限は、5,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- (2) 市の指定した会場を使用する場合は、会場使用料は発生しない。ただし、業務従事者及び

生徒が使用する物品（パソコン、消耗品）等の保管場所の準備はないため、注意すること。

- (3) 業務従事者及び生徒が使用する物品（消耗品）等の業務の遂行にあたって必要となる経費については、委託料に含むものとする。

ただし、業務従事者について、パソコン・タブレット・Webカメラ・Wi-Fi 機器等の購入費を委託料に計上することはできない（レンタル・リース契約除く。また、生徒が使用するものを除く）。レンタル・リース契約の場合、各機器の用途は本事業に関する業務のみとし、他事業に流用等することを禁止する。

7 その他

- (1) 事業の実施にあたり、以下のことを遵守すること。

- ・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従い、本市と十分に協議の上、適正に取り扱うこと。
- ・事業で知りえた事項を外部に漏らし、または他の目的に使用してはならない。この事業に従事しなくなった場合も含む。
- ・保護者及び生徒のプライバシーに配慮すること。
- ・危険を防止する措置を講じること。また事件、事故等緊急時に対応できる体制を整備し、マニュアルを作成すること。さらに、緊急時に備えて、市に対して2か所以上の連絡先を提示すること。
- ・生徒、保護者、及びその他第三者に損害を与えた場合はその損害を賠償すること。
- ・本事業に関して、保護者及び生徒等からの苦情や申込み問い合わせについては、原則として受託者が対応すること。また、本事業に関する苦情等には、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、速やかに委託者に報告すること。

- (2) 受託者は本事業の実施に当たり、生徒から費用を徴収してはならない。

- (3) 学習支援ボランティア及び生徒の事故等に備えて、保険に加入すること。

- (4) 受託者は学習支援事業に要した費用をほかの事業に係る会計と区分して帳簿につけ、領収書等書類と合わせて事業終了年度の翌日から5年間事業者で保存するものとする。

- (5) その他、関係法令等を遵守すること。

- (6) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が双方協議して定めるものとする。

8 問い合わせ先

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市 子ども未来部 子ども育成課

電話（直通） 0742-34-4804

メールアドレス kodomoikusei@city.nara.lg.jp